

学童保育と学校の開放について

- (1) 県内における感染状況は3月の臨時休業中と比較してより深刻な事態となっております。これまで学童保育などをご利用いただいたご家庭も、お子さまが自宅待機できないか、再度ご検討をお願いします。
- (2) 臨時休業中は原則、自宅待機とします。ただし、学童保育に登録している児童で、保護者の仕事の都合等で、どうしても家庭での監護ができない児童を対象に学校を開放します。その場合は、「神明小学校 登校 確認表」を学校へ10日（金）までに提出してください。
- (3) お子様を登校させる場合には、教科書等受け渡しの時に配布しました「健康チェックカード」を毎日記入して提出してください。
- (4) 学校開放の期間は4月13日（月）から5月1日（金）までとし、開放する時間帯は、平日の8時から13時までとします。これ以降は学童保育での受け入れとなります。
- (5) 登下校は、原則、保護者による送迎をお願いします。また、学校から学童保育施設への移動は教職員が引率します。
- (6) 次の場合は、登校を見合わせてください。
 - ・ご家族等が感染、または感染が疑われる状況（濃厚接触者等）の場合
 - ・体調不良（37.0度以上の発熱、風邪の症状等）の場合
- (7) 昼食は、弁当を持参してください。
- (8) 自主学習の場として学校を提供しますが、授業は行いません。
- (7) 必ずマスクを着用し、ハンカチ、ティッシュ等を持たせてください。

※「神明小学校 登校 確認表」「健康チェックカード」は学校にも用意しています。

※ 神明児童クラブ、神明苑児童クラブは、午前・午後とも実施します。